小型家電リサイクルＱ＆Ａ

Ｑ１：小型家電リサイクル法の対象は？

Ａ１：家庭の電気や電池で動く製品が対象となります。ただし、町が対象品目としている小型家電は法の対象品全てではありませんので、ご注意ください

Ｑ２：なぜ小型家電を集めてリサイクルするの？

Ａ２：小型家電に含まれている貴重な資源を大切に使い、私たちの環境を守るためです。

　　　具体的には、レアメタルや貴金属など埋もれた資源の回収による行こう活用、鉛やカドミウムなど有害物質の適正な処理による環境汚染問題、廃棄物の減量による最終処分場の延命化などを目的としています。

Ｑ３：小型家電はどのように回収するの？

Ａ３：市町村によって回収方法は異なりますが、佐用町では、公共施設６ケ所でのボックス回収と粗大ごみの収集に併せたステーション回収の２通りの方法で回収を行います。

Ｑ４：どんな小型家電を回収するの？

Ａ４：佐用町では、今までもえないごみとして出していただいた小型家電を中心に回収を行います。詳しくは、町ホームページまたは１０月号広報で配布しましたチラシをご覧ください。

Ｑ５：事業所で使用していた小型家電も対象となるの？

Ａ５：小型家電リサイクル法の対象とはなりますが、町の制度を利用して処理することはできません。

Ｑ６：家電４品目のリサイクル方法も変わるの？

Ａ６：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電４品目は、今までどおり「家電リサイクル法」の対象です。家電リサイクル法に基づく処理をしてください。

Ｑ７：カメラのケースや梱包用の段ボールも引き取ってもらえるの？

Ａ７：回収の対象は小型家電本体です。ケースや段ボールは、分別してもえるごみ集積所または資源回収ステーションに出してください。なお、付属のコードや充電器などは、回収の対象となります。

Ｑ８：電池やバッテリーは付いたままでいいの？

Ａ８：電池やバッテリーは必ず取り外してから出してください。電池やバッテリーは特殊ごみで出してください。

Ｑ９：保人情報が盗まれないか心配です。どんな対策をしているの？

Ａ９：国の認定を受けた認定事業者は、回収からリサイクルされるまで、盗難対策を講じるなど、適正な管理を行います。

　　　公共施設に設置してある回収ボックスについては、盗難防止の施錠を行うことで、個人情報の流出防止を行っておりますので、心配な方は、回収ボックスをご利用ください。

Ｑ１０：回収された小型家電はどうなるの？

Ａ１０：国の認定事業者が回収された小型家電を分解・破砕し、金属の種類やプラスチック等に選別し、金属精錬事業者が金属資源として再生します。この過程で発生した有害物質についても認定事業者が適正に処理します。

　　　なお、町が回収した小型家電は、資源として売却を行います。

Ｑ１１：資源回収ステーションには出せないの？

Ａ１１：資源回収ステーションには出せません。各自治会で決められた小型家電回収ステーションに出してください。



Ｑ１２：小型家電回収ステーションに出された対象品目以外はどうするの？

Ａ１２：ステーションに出された対象品目以外については回収を行いません。

警告シールを貼ってステーションに置いて帰ります。

出された方が責任を持って処理してください。

**警告シール**

Ｑ１３：回収ボックスへはいつ持ち込めるの？

Ａ１３：公共施設の開庁時間内です。詳しくは、町ホームページまたは１０月号で配布したチラシをご確認ください。

Ｑ１４：回収ボックスの投入口に入らないものはどうすればいいの？

Ａ１４：町では回収ボックスと併せて保管ボックスを設置しております。回収ボックスの投入口に入らないものについては、保管ボックスをご利用ください。なお、保管ボックスについては盗難防止のために施錠を行っておりますので窓口に声をかけてください。

Ｑ１５：どうして廃家電を出すときに「無許可」の回収業者を利用してはいけないの？

Ａ１５：家庭ごみの回収や処分を行う際には、一般廃棄物処理業の許可が必要となります。許可なしで廃棄物の回収や処分を行う行為は、廃棄物処理法の無許可営業にあたり、法律違反となります。

　　　　なお、無許可業者によって回収された廃家電が、不法投棄や不適正処理された事例がありますが、その際には、無許可業者に引き渡した人も廃棄物処理法違反で罰せられる場合もありますので、無許可業者の利用は止めてください。